

議案第145号

琴浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月20日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

平成30年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成
16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の157.5」と、「12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「12月に支給する場合には100分の177.5」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の157.5」と、「12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「12月に支給する場合には100分の172.5」とする。</p>

第2条 琴浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額¹⁰⁰分の¹²⁰に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額¹⁰⁰分の¹²⁰に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の157.5</u>」と、「<u>12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。